

平成 2 1 年玉村町議会第 1 回臨時会会議録第 1 号

平成 2 1 年 5 月 2 2 日 (金曜日)

議事日程 第 1 号

平成 2 1 年 5 月 2 2 日 (金曜日) 午後 2 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例等の一部改正について)
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 8 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 9 承認第 9 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 1 0 議案第 3 5 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 玉村町税条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副 町 長	横堀 憲司君
教 育 長	熊谷 誠司君	総 務 課 長	小林 秀行君
税 務 課 長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
子ども育成課長	新井 敬茂君	住 民 課 長	佐藤 千尋君
経済産業課長	高井 弘仁君	上下水道課長	太田 巧君

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼 庶務係長	小坂橋 保	主 査	関根 聡子

○開会・開議

午後 2 時 8 分開会・開議

議長（石川眞男君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 21 年玉村町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川眞男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 120 条の規定により、8 番関口祝嘉議員、9 番浅見武志議員の両名を指名いたします。

○日程第 2 会期の決定

議長（石川眞男君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、5 月 18 日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。

寺田純子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 寺田純子君登壇〕

議会運営委員長（寺田純子君） 皆様、こんにちは。会期の決定についてご報告申し上げます。

平成 21 年玉村町議会第 1 回臨時会が開催されるに当たり、18 日午後 2 時 30 分より議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、12 議案を予定しております。

以上、本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営のご協力を各位にお願い申し上げて、報告といたします。

議長（石川眞男君） 以上で議会運営委員長の審査報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 21 年玉村町議会第 1 回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

-
- 日程第3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例等の一部改正について)
- 日程第4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成20年度玉村町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第8 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第9 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号))

議長(石川眞男君) 日程第3、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町税条例等の一部改正について)から日程第9、承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号))の7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第3号から日程第9、承認第9号までの7議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 提案理由の説明を申し上げます。

その前に、きょう午前中、ダイヤモンド婚、金婚のお祝いに、議員の皆様にお忙しい中をご出席いただきまして大変ありがとうございました。無事に終わりましたので、ご報告させていただきます。

承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法に関する法律の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、町民税関係といたしましては、主なものとして2点ございます。まず第1点目として、公的年金から特別徴収の運用方法の見直しに伴う所要の措置であり、給与所得及び公的年金等所得以外の所得に関する特別徴収税額に加算して徴収する運用を実施しなかったことに伴う改正でございます。

次に、寄附金税額控除対象限度額に係る規定の整備につきましては、算定の際に用いる総所得金額等に長期譲渡所得、短期譲渡所得、雑所得等を含める読みかえ規定を加える改正でございます。

また、固定資産関係では、医療関係者の養成所において、教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充を図る。さらには、平成21年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据え置き年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する改正等になってございます。

承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等に関する法律の一部を改正する法律が平成21年3月31日公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要といたしましては、先ほどの承認第3号と同じく、宅地並びに農地等に係る負担調整措置の仕組みの継続に伴う規定の整備であり、そのほかは、課税標準の特例の見直しに伴い、条項が追加、削除されたことにより、引用条項の整合性を保つための改正でございます。

承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を9万円から10万円に引き上げるための整備でございます。

承認第6号 平成20年度一般会計補正予算(第8号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項により、平成21年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から475万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,171万1,000円と定めるものでございます。

歳入では、確定した国、県補助金及び交付金等を減額しました。寄附金につきましては、川井にあります関東精密鋳断株式会社様から福祉目的のためにいただいたものであります。

歳出につきましては、総務費では、ご寄附をいただきました70万円を寄附者のご意思に沿って使用させていただくため、地域福祉基金へ積み立てさせていただいたものと、6万1,000円は基金の利息を積み立てたものであります。

民生費では、介護慰労金支給事業の確定に伴います執行残額を減額と、特別会計繰出金につきまし

ても、各会計での事業確定により補正を行ったものであります。

労働費では、勤労者住宅資金の借り入れ申込者がいなかったため、減額補正を行ったものであります。

承認第7号 平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,914万2,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、国、県等の補助金が確定したことにより、国庫支出金及び県支出金を減額し、療養給付費等交付金、繰入金及び繰越金を増額したものでございます。

歳出につきましては、支出が発生しないことにより、保険給付費の高額介護合算療養費を減額したものでございます。

承認第8号 平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ120万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ926万円と定めたことについて専決処分をさせていただいたものでございます。

概要といたしましては、賃金の確定に伴い、歳入の繰入金と歳出の総務費をそれぞれ減額したものでございます。

承認第9号 平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項により、平成21年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億2,768万2,000円と定めるものです。

内容につきましては、公共下水道建設事業費で、起債対象工事費の確定により予定の起債額が10万円減少するため、歳入では下水道事業債の公共下水道事業債を10万円減額し、歳出では公共下水道建設費の工事請負費10万円を減額するものでございます。

以上、専決処分関係7議案について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(石川眞男君) 提案理由の説明を終了いたします。

初めに、日程第3、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町税条例等の一部改正について)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第4、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番(原 幹雄君) 9万円から10万円に上がるということで、被保険者にどのくらい影響が出るのか、出ておりますか。

議長(石川眞男君) 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長(阿佐美恒治君) 国民健康保険税の介護納付金にかかわる限度額を9万円から10万円に引き上げるということでございます。

現在、ご承知のとおり、国民健康保険に加入している方は約1万2,000人、6,000世帯の方にご加入いただいているところでございます。これを20年度ベース、所得は毎年変わるものですから、20年度のベースにちょっと置きかえて算定をしてみました。そうしますと、年金所得者の方は全く影響ございませんけれども、いわゆる個人事業主で高額所得者の方、今言いました1万2,000人の中でも上位20名の方ぐらいが9万円でおさまっていたものが10万円の間に入ってしまうというような試算をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長(石川眞男君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成20年度玉村町一般会計補正予算(第8号))、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第9、承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

-
- 日程第10 議案第35号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第36号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第37号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第38号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第39号 玉村町税条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第10、議案第35号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第14、議案第39号 玉村町税条例の一部改正についての5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第35号から日程第14、議案第39号までの5議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第35号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から議案第38号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの議案について一括して説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年5月における人事院勧告に基づき、本年6月期における期末勤勉手当の支給月数を0.2カ月凍結するものでございます。

人事院では、民間企業の春季賃金改定において、夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、本年4月に特別調査を実施いたしました。その結果、決定済み企業における夏季一時金の対前年比は、調査対象の全企業従業員ベースで見ると13.2%のマイナスでありました。今回の特別調査においては、調査対象従業員の約8割の夏季一時金が未定となっており、民間の夏季一時金の全体状況を把握することは難しいことから、人事院は暫定的な措置として支給月数を0.2カ月分凍結するよう勧告しております。

例年の人事院勧告では、12月期の期末勤勉手当や差額支給等において官民較差を精算しておりますが、可能な限り民間の状況を早期に反映することが望ましいこと及び1年分を精算すると大きな減額となることなどの理由から今回の勧告となりました。この特例措置による凍結月数分の期末勤勉手当の取り扱いにつきましては、本年夏に必要な措置を勧告することとなっております。

これらの人事院勧告を踏まえ、玉村町におきましても、町職員の6月期における期末手当を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月、計0.2カ月分を凍結することにより、官民の均衡を図り、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。また、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましても、人事院勧告の趣旨を尊重し、6月に支給する期末手当を0.2カ月凍結するものでございます。

議案第39号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

このことにつきましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、町民税関係では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設をし、平成21年から平成25年までに入居したものに限りませんが、当該年度分の住宅借入金等特別控除税額から当該年度分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税から一定の限度まで控除することを可能とする制度でございます。

また、固定資産関係では、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に係る申告手続等についての規定の整備となっております。

以上、5議案について説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案理由の説明を終了いたします。

初めに、日程第10、議案第35号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

茂木信義議員。

〔15番 茂木信義君発言〕

15番（茂木信義君） 先ほど町長の説明の中で、0.2カ月分凍結というような説明があったのですが、凍結という表現と減額という表現の違い、これを説明してもらいたいのですが。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 例年、人事院勧告につきましてはいつも夏ごろに出されております。今回につきましては、特別に4月に調査をして5月1日に勧告が出ました。それで、1年をトータルした勧告につきましては、まだ今後、夏に出るということです。それまでの暫定的な措置として今回は凍結と、そして夏に1年通しての勧告が出たときに、その時点ではっきりした数字になると思います。ということで、一応凍結という言葉で表現をしております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 11、議案第 36 号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 12、議案第 37 号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13、議案第38号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14、議案第39号 玉村町税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） 国の法律によつての減収というか、税額控除かと思いますが、これによつて町税が減少するということかと思ひます。これに対する何かカバー策等はお考へになつてゐるのか、それともあるのかお聞かせいただきます。

議長（石川眞男君） 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） ちょっと済みません、これは住宅ローン控除の減額のことによろしいのでしょうか。

確かに、昨年ですか、所得税から住民税に税源移譲がされました。せつかく自主財源の確保といつ

たものが多くなったわけなのですけれども、住宅ローン控除によって所得税を納めるのが少なくなっ
て住民税に回ったということです。それで、住宅ローン控除を受ける側からすれば、納めた分だけし
か控除がいただけない、それではちょっと不公平ではないかということの中で、今回こういった控除
できない部分を翌年度の住民税のほうから控除してやってくださいという法律改正があったわけでござ
います。それに対しましては、当然、町の税収が減収になるわけでございますので、これにつきま
しては、減収になった分全額、特例の交付金等が設けられますので、そちらのほうでカバーされる
ということになっております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。

慎重審議ありがとうございました。

字句等整理委任について

議長（石川眞男君） お諮りいたします。

議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理
を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

閉 会

議長(石川眞男君) これをもちまして、平成21年玉村町議会第1回臨時会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後2時38分閉会